

みやこ構想セカンドステージ加速化 推進事業

—京都府内の地域づくりの実現につながる
企業の設備投資を支援する補助金制度—

平成27年度
応募要領

はじめに

1 「みやこ構想」とは

京都府では、府政運営の指針である「明日の京都」に基づき、府域の北から南まで、すべての地域が活力ある「みやこ」として輝くことができる地域づくりを進める構想として、15の「みやこ構想」の実現に取り組んでいます。さらに、平成26年度からは、「みやこ構想」のセカンドステージの実現に向けて、地域の魅力や活力を高める様々な施策が行われています。

2 「みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業」とは

本補助制度は、京都府の補助を受けて実施するもので、「みやこ構想」をセカンドステージへと進めていくため、「みやこ構想」の推進につながる中小企業者等の皆さまの設備投資の費用の一部を補助するものです。

本事業は、製造業又は情報通信業の中小企業者等の皆さまが行う設備投資のうち、ものづくり系の7つの「みやこ構想」の推進につながる生産の用に供するものを対象としております。また、制度の特徴は以下のとおりです。

(みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業の対象となる構想、地域、事業)

対象構想	対象地域	対象事業
丹後・食の王国構想	丹後	地域の特色を活かした食品の開発・生産に関わる事業
北京都ものづくり拠点構想	中丹	新製品や新技術開発に関わる事業
新京都伝統工芸ビレッジ構想	南丹	新光悦村立地企業が実施する事業、又は同企業との連携により実施する事業
京都クロスメディアパーク構想	京都市内	京都クロスメディアクリエイティブセンターと連携して実施する事業
知恵産業首都構想	府内全域	「知恵の経営」実践モデル企業認証等を受けている事業、又はこれから認証等を受けようとする事業
学術研究・未来の都構想	山城	新たに事業所を設置又は増設し、府内の大学や企業と連携して実施する研究開発関連事業
環境・アグリバイオパーク構想	山城	

※各みやこ構想の内容については、別表1をご覧ください。

○制度の特徴 1：補助対象期間は、交付決定後、最長1年間（12カ月）であり、複数年度の段階的な活用が可能

○制度の特徴 2：中堅企業でも応募が可能

みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業 平成27年度応募要領

第1 応募資格、対象事業、補助率、評価内容等

1 趣 旨	京都府政運営の指針である「明日の京都」に基づいて、府域の北から南まで、すべての地域が活力ある「みやこ」として輝くことができる地域づくりを進める「みやこ構想」(別表1を参照)をセカンドステージへと進めていくことを目的としています。	
2 応募資格 (いずれも満たすこと。)	<p>(1) 資格要件: 京都府内に本社又は事業所を置く製造業又は情報通信業の中小企業者(別表2に掲げる個人又は会社及び別表3に掲げる組合等)及び中堅企業(別表4に掲げる個人又は会社)。ただし、別表5に掲げる者は対象外</p> <p>(注1) 本事業により、これから製造業、情報通信業に進出する企業は対象となります</p> <p>(2) 雇用要件: 次の全てを満たす必要があります。なお、小規模企業者(別表6に掲げる個人又は会社)は、この雇用要件を満たす必要はありません。</p> <p>ア 補助対象期間中に、府内雇用者を新規雇用すること。(最長12ヶ月間)</p> <p>イ 新規府内雇用者が、補助対象期間終了日において、継続して雇用されていること。</p> <p>ウ 補助対象期間終了日の企業全体の地元雇用者数(府内に住所を有する者であって、常用で雇用されている者)が、補助対象期間開始日の地元雇用者数より増加していること。</p> <p>(注2) 「新規府内雇用者」とは、京都府内に住所を有する者(補助対象期間中に京都府内に住所を移転する者を含む。)であって、補助対象期間中に新たに常用で正規雇用されることになった者(正規雇用者)をいいます。また、「正規雇用者」とは、期間の定めがなく、かつ、社会保険の適用を受ける雇用者で(社会保険の適用事業所の場合)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者であるものをいいます。</p>	
3 対象事業	<p>別表1に掲げる「みやこ構想」の推進につながる生産のための設備投資</p> <p>(注3) 異なる事業計画であっても、同一年度に別表7に記載の補助事業の重複適用を受けることはできません。</p> <p>(注4) 研究開発や試作、テスト販売などの取組は対象となりません。設備投資は京都府内で行われる必要があります。導入した設備等は府内の工場・事業所等に設置される必要があります。</p>	
4 対象経費	対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表8の記載の経費を基本とします。	
5 対象期間	<p>原則として初年度の補助金交付決定日から事業完了日まで(最長12ヶ月間)</p> <p>(注5) 補助対象期間内に、原則として発注・契約、納品・支払(決済)をしたものが支援対象です。</p> <p>(注6) 初年度に事業着手(発注・契約)することが必要です。</p>	
6 補助率	<p>設備補助: 15%以内 (中堅企業は10%以内)</p>	<p>雇用補助<付随>: 正規雇用者40(障害者の場合50)万円/人</p>
	<p>(注7) 補助金は予算の範囲内で交付し、応募多数の場合等は、補助金減額又は不採択となることがあります。</p> <p>(注8) 雇用補助<付随>を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業に取り組むために工場・事業所等を設置(増改築を含む。)して、補助対象期間中に、新たに府内雇用者を正規雇用すること。 ・ 既存工場・事業所等への設備導入のみの場合、府内雇用者を新規雇用しても雇用補助はありません。 ・ 新規府内雇用者が、補助対象期間終了日において、継続して雇用されていること。 ・ 補助対象期間終了日の企業全体の地元雇用者数(府内に住所を有する者であって、常用で雇用されている者)が、補助対象期間開始日の地元雇用者数より増加していること。 ・ 補助対象期間における新規府内雇用者の1人当たりの人件費総額が50万円以上であること。 ・ 新規府内雇用者が、人材の雇入れに関する国や府等の公的な補助金、助成金等を受け入れていない、又は受ける予定のないこと。 	
7 支援規模	100万円以上3,000万円以内	雇用補助500万円以内
8 評価内容	<p>(1) 設備投資の妥当性</p> <p>① 想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</p> <p>② 商品等の特性(機能・性能等)・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</p> <p>③ 生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に生産開始できる見込みがあるか。</p> <p>(2) 事業の持続性</p> <p>① 予想売上高・経費等が妥当で、収益・採算が見込めるか。</p> <p>② 提案事業者の事業全体から見て、事業を継続するための経営資源(体制、資金等)、マネジメント力を有する、又はその確保のための戦略を有するか。提案事業が、事業者の課題解決や強みの一層の活用につながるか。</p> <p>(3) みやこ構想への貢献度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みやこ構想の推進による地域経済の活性化、新規雇用創出等に寄与することが期待されるか。 	
9 採択予定	20件程度	

第2 実施手続

<p>1 全体フロー</p>	<p>次のとおり、事業の提案、評価を経て採択し、各年度別に交付申請及び実績報告を、事業終了翌年度から5年間は設備稼働状況報告を、それぞれ行っていただきます。また、現地レビューを行います。</p>
<p>2 応募手続</p>	<p>(1)募集期間 平成27年6月26日(金)～8月31日(月)</p> <p>(2)提案書類 別表9記載の書類を提出してください。様式は次のURLからダウンロードできます。 (公財)京都産業21ホームページ http://www.ki21.jp/kobo/h27/miyako/</p> <p>(注1)提案書及び事業計画書等の作成書類は、A4判、片面印刷で提出してください。 記入は内容の正確を期すため、Wordを使用し、判読し易く作成してください。 提案書及び事業計画書は日本語で作成してください。</p> <p>(注2)提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案事業者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。</p> <p>(注3)提出書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。</p> <p>(3)提出先 〈持参〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市、向日市、長岡京市、大山崎町所在の企業：(公財)京都産業21 上記以外の市町村所在の企業：所在地を管轄する広域振興局</p> </div> <p>提出先、問い合わせ先の詳細については、別表10をご参照ください。</p>
<p>3 評価方法</p>	<p>書面評価、プレゼンテーション評価</p> <p>(注4)評価は外部有識者等で構成される意見聴取会でを行います。意見聴取会是非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、評価において、必要に応じて(公財)京都産業21又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求められることがあります。</p>
<p>4 採択・資金支援</p>	<p>(1)採択された提案事業者には、補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんので注意願います。</p> <p>(2)支払は精算払を基本としますが、必要に応じて概算払を請求することができます。請求額は、採択後に計画を基に個別協議の上決定し、事業終了後の完了検査に合格する必要があります。</p> <p>(3)その他、別表11記載の留意事項にご留意ください。</p>
<p>5 進捗管理</p>	<p>別表12記載の現地レビュー、設備稼働状況報告にも留意してください。</p>
<p>6 実績</p>	<p>初年度末及び補助事業終了後に、実績報告書を提出していただきます。</p>

別表1 対象となる「みやこ構想」の概要・地域・対象事業

丹後・食の王国構想	
構想の内容	丹後・食の王国構想のもと、丹後の豊かな食材をいかし、高品質でブランド力の高い商品の開発など、食関連ビジネスの創出等を進めます。
目標像	京都「丹後」に行けば、四季折々の季節を感じる旬の野菜、新鮮な魚等を味わうことができるというイメージが全国で定着し、丹後の食を味わうために多くの人々が丹後を訪れるとともに、「食関連産業」が地域経済を牽引する新たな産業として成長し、地域に定着する若者が年々増えていること
本事業の対象地域	丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）
本事業の対象事業	地域の特色を活かした食品の開発・生産に関わる事業 （例：丹後特産の食材を活用した土産物の開発・生産等）
北京都ものづくり拠点構想	
構想の内容	福知山市、舞鶴市、綾部市にある工業集積と、大学や高等専門学校等の人材育成機関をいかしながら、府北部地域におけるものづくり産業の中核拠点の形成をめざし、企業活動の支援やイノベーションによる企業成長支援、新たな企業の誘致、高度なものづくり人材の確保・育成、産学公連携共同研究開発の促進等に取り組みます。
目標像	技術力の高い特色ある中小ものづくり企業が集積し、府北部地域の大企業や京都イノベーションベルト等に立地するベンチャー企業等と緊密な協力関係を構築するなど、京都のものづくり産業にとって不可欠な地域を形成するとともに、農林水産物等の資源とものづくり技術の融合により新商品開発を図る農工連携ビジネスの一大拠点となっていること
本事業の対象地域	中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）
本事業の対象事業	新製品や新技術開発に関わる事業 （例：産学公連携で研究した技術・ノウハウを活かした介護福祉用具等の生産等）
新京都伝統工芸ビレッジ構想	
構想の内容	民間の活力をいかし、平成24年4月に開学した京都美術工芸大学や京都新光悦村に立地する企業等の産学連携等を進め、京都南丹地域に、人づくりからものづくりまでを担う伝統工芸の新しい拠点を形成します。
目標像	京都新光悦村の全体が、企業の生産拠点や販売・体験施設、芸術家や職人の工房等で埋まり、伝統工芸の匠の技とハイテクの融合により、新しいタイプの製品等が生み出され、国内外から訪れる多くの観光客でにぎわうとともに、京都新光悦村や京都美術工芸大学を核として、海外の作家やデザイナー等との交流事業が盛んに行われ、国際的な工芸村を形成していること
本事業の対象地域	南丹地域（亀岡市、南丹市、京丹波町）
本事業の対象事業	新光悦村立地企業が実施する事業、又は同企業との連携により実施する事業 （例：新光悦村の立地企業による生産増強等）
京都クロスメディアパーク構想	
構想の内容	太秦地域に映画制作・編集・配信等の技術開発や、コンテンツ系ベンチャーの育成支援、国際交流、観光振興、人材育成等の機能をあわせ持つ一大メディア産業拠点を形成します。
目標像	映画・アニメ・ゲームなどクロスメディア分野の企業が数多く集積し、世界の市場の中で、京都が独自のマーケットを確立するとともに、エリア内では、国内外から多くのクリエイターが集い、メディア間の交流により新しいコンテンツが生み出され、世界に発信されていること
本事業の対象地域	京都市内
本事業の対象事業	京都クロスメディアクリエイティブセンターと連携して実施する事業 （例：京都クロスメディアクリエイティブセンターとの連携による映画撮影及びキャラクター生産等）

知恵産業首都構想	
構想の内容	次代を切りひらく産業イノベーションをリードする「京都産業育成コンソーシアム」を創設し、知恵を集め、知恵を学び、知恵をいかす中小企業が元気に世界で活躍する知恵産業のまち・京都を形成します。
目標像	中小企業をはじめとする多くの京都企業が、独自のオンリーワン技術に磨きをかけ、オンリーワン製品を創造したり、業界・業種を超えたコラボレーションにより、現代のライフスタイルに適合した新しいサービスを提案するなど、京都産業全体で「知恵」をいかしたビジネスが実践されていること
本事業の対象地域	府内全域
本事業の対象事業	「知恵の経営」実践モデル企業認証（注1）や、元気印中小企業認定（注2）、経営革新計画承認（注3）などを受けている事業、又はこれから認証等を受けようとする事業 （例：認証を受けた知恵の経営報告書に記載した、地域資源を活用した製品の量産等）

学術研究・未来の都構想	
構想の内容	関西文化学術研究都市において、世界レベルの情報や環境、健康(医療)、農業(食)などに関する科学技術の粋を結集し、科学技術と生活文化が融合した新たな都市を創造します。
目標像	情報、環境・エネルギー、健康・医療等の分野における研究機関等が数多く立地し、最先端の科学技術やシステムを社会・生活に取り入れた未来都市が形成されているとともに、地域のエネルギー利用の最適化を図るマネジメントシステムの導入が進み、世界の環境・エネルギー問題の解決に貢献するモデルとして国内外に発信されていること
本事業の対象地域	山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）
本事業の対象事業	新たに事業所を設置又は増設し、府内の大学や企業と連携して実施する研究開発関連事業 （例：学研地域の研究機関と連携し、ICTを活用した高効率システムの開発・生産等）

環境・アグリバイオパーク構想	
構想の内容	関西文化学術研究都市において、環境・アグリバイオの研究拠点を整備し、関連する研究機関や研究開発型産業施設が集積する国際研究開発拠点を形成します。
目標像	関西文化学術研究都市内に立地する植物工場やバイオ関連の企業・研究機関、京都府立大学や京都大学の農場等で、アグリバイオを活用した新しい工業材料や医薬品等の研究開発や生産が活発に行われ、日本におけるアグリバイオの一大拠点となっていること
本事業の対象地域	山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）
本事業の対象事業	新たに事業所を設置又は増設し、府内の大学や企業と連携して実施する研究開発関連事業 （例：学研地域の研究機関と連携し、植物を原料とした医薬品の開発・生産等）

（注1）京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業認証制度要綱第4条に基づく「知恵の経営報告書」の認証

（注2）京都府中小企業応援条例第7条第1項に基づく研究開発等事業計画の認定

（注3）中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づく経営革新計画の承認

別表2 中小企業者として、対象となる個人又は会社

資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人又は会社(注1)

主たる事業を営んでいる業種(注2)	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(注3)
製造業（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
情報通信業（下記以外）	3億円以下	300人以下
放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社

(注2)統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する日本標準産業分類による。

(注3)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

別表3 中小企業者として、対象となる組合等

(1) 企業組合
(2) 協業組合
(3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
(4) 商工組合
(5) その他の法律により設立された組合及びその連合会
(6) 有限責任事業組合

(注) 組合事業のうち、営利目的で実施する事業が補助対象となる。

別表4 中堅企業として、対象となる個人又は会社

下記の全ての要件を満たす個人又は会社(注1)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者ではない個人又は企業であること。 ・ 直近の売上高又は直近3期の売上高の平均が400億円以下であること。
--

(注)株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社

別表5 対象とならない者

(1) いわゆる「みなし大企業」に該当する場合	<p>次のいずれかに該当する者は対象となりません。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(別表2に該当しない会社)の所有に属している。</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している。</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている。</p>
(2) 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	<p>国や他の自治体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。</p>
(3) その他	<p>次のいずれかに該当するときは対象となりません。</p> <p>ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。</p> <p>イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。</p> <p>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ク 対象事業者が、イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(キに該当する場合を除く。)に、(公財)京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。</p> <p>ケ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。</p>

別表6 小規模企業者となる個人又は会社

従業員基準を満たす個人又は会社(注1)

主たる事業を営んでいる業種(注2)	<従業員基準> 常時使用する従業員の数(注3)
製造業	20人以下
情報通信業(下記以外)	20人以下
放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、 広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	5人以下

(注1)株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社

(注2)統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する日本標準産業分類による。

(注3)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

別表7 重複適用できない補助事業

- | |
|--|
| (1) 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 |
| (2) 中小企業R&D支援事業 |
| (3) 中小企業開業支援事業 |
| (4) 京都産業立地戦略21特別対策事業（同一事業所内の設備投資で、受給後5年を経過しない場合） |

別表8 補助対象経費

補助対象経費は、対象事業の実施に直接必要な生産のための設備導入に係る経費のうち、次のものを基本とします。

費目	例示
財産購入費 備品購入費	【設備の購入費】 ・建物（工場、事務所、倉庫等）及び建物附属設備（電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り等）（増改築を含む。） ・構築物 ・機械及び装置 ・什器及び家具 ・工具器具及び備品 ・車両及び運搬具 ・電気及び電子機器 ・ソフトウェア（CAD/CAMや生産管理システム等） ・その他の設備 （注1）一点あたり3万円以上のものに限ります。
使用料及び 賃借料	【設備の購入費】 記載物のリース・割賦契約 （注2）補助対象期間中に支払ったリース料又は割賦料の総額を補助対象経費とします。なお、利息等相当分は除きます。（公財）京都産業21の設備リースの他、民間リース会社等を利用する場合も同様の取扱いとします。
	【設備を導入し稼働させるための経費】 ・土地・建物の賃借料
工事請負費	【設備を導入し稼働させるための経費】 ・用地造成費
委託料	【設備を導入し稼働させるための経費】 ・設計・設置費用

（注3）原則として補助対象期間中に発注・契約、納品、支払（決済）をしたものが対象です。

（注4）親会社・子会社等への発注・外注を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価）を補助対象経費とします。

（注5）法人税法第42号第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに順ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は当てはまりません。

（注6）対象事業の実施に直接関連しない一般管理事務、研究開発、試作、テスト販売等の取組に係る経費及び土地の購入費は対象外です。

【対象経費に含まれないもの(例)】

- ・一点あたり3万円未満の設備等
- ・土地の購入費
- ・建物・設備等の解体費・処分費
- ・対象事業に直接関連しない汎用的な建物・設備・事務機器（机、椅子、キャビネット等）・ソフトウェア資産（顧客データベース、総務財務システム等）等
- ・特許権・商標権、電話加入権
- ・設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・労務費、振込手数料、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税等）、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

別表 9 提案書類

○印の書類を計3部(正1部、副2部)ずつ提出してください。

(◆)の書類は、1部は原本(押印したもの)が必要です。

		区分	法人・組合	個人事業者
書類名				
提出書類チェックシート			○	○
書作成	提案書(様式1号)(◆)		○	○
	担当者連絡票(様式2号)		○	○
添付書類	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(◆) ※発行後3カ月以内のもの		○	—
	直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し		○	—
	直近1期分の確定申告書の写し		—	○
	納税証明書(府税に滞納が無いことの証明書)(◆) ※発行後3カ月以内のもの		○	○
	設備投資の内容を明らかにする図面、パンフレット等		○	○

別表 10 提出先、問い合わせ先

事業所等の所在地	提出先	問い合わせ先
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室(電話 0774-21-2103) 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	同 左
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室(電話 0771-23-4438) 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	同 左
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室(電話 0773-62-2506) 〒625-0036 舞鶴市宇浜 2020	同 左
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室(電話 0772-62-4304) 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	同 左
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	(公財)京都産業21企画総務部 補助金支援グループ (電話 075-315-8935) 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	(公財)京都産業21企画総務部 補助金支援グループ (電話 075-315-8935) 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内 京都府商工労働観光部 ものづくり振興課(電話 075-414-4851) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

別表 1 1 採択に関連する留意事項

- ア 事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は事業の継続・成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。
- イ 採択案件は、提案事業者との事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて提案事業者名等を公表する場合があります。
- ウ 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- エ 購入した機器類等は、補助事業以外の目的には使用できません。
- オ 補助事業者は、本事業により取得した財産を(公財)京都産業21理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保等に供することはできません。
- カ 補助事業者は、補助事業が終了した後であっても、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の取得財産を処分しようとするときは、(公財)京都産業21理事長の承認を受けなければなりません。財産処分を行った際、当該取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付しなければなりません。

別表 1 2 進捗管理に関連する留意事項

- (1) 現地レビュー（進捗ヒアリング）
設備投資の効率的で効果的な推進に資するため、年1回程度、(公財)京都産業21と京都府関係者等が進捗状況等について聴取・確認を行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、事業計画の大幅な変更が認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、支援継続にあたり計画変更を求めたり、資金支援の打ち切り、支援金額の減額がなされることがありますので、ご留意ください。
- (2) 設備稼働状況報告書
補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、毎年「設備等稼働状況報告書」を(公財)京都産業21に提出する必要があります。